

基本問題小委員会における審議内容について

ウィズコロナ／ポストコロナにおける産業財産権行政の在り方

産業構造審議会 第15回知的財産分科会

令和3年3月15日



ウィズコロナ／ポストコロナにおける産業財産権行政の在り方

これまでの取組

I. 審査制度・システム

●世界最速・最高品質の特許審査

- ・一次審査通知期間：11か月未満（2014年以降）
- ・権利化までの期間：14.3か月（2019年度）
- ・早期審査（一次審査2.5月）、スーパー早期審査（同0.6月）の無料提供
- ・品質ポリシー、品質管理委員会（2014年）を通じた品質向上
- ・AI等を活用した業務効率化（外国文献への特許分類付与、日本語で海外文献を一括検索可能なシステム等）

●ユーザニーズに応じた意匠・商標の保護範囲の拡充

- ・イノベーションの促進とブランド構築に資するべく、意匠法を抜本的に改正し、建築物、内装、画像デザインを新たに保護可能とするとともに、関連意匠制度を拡充。

意匠登録第1671773号
「商業用建築物」



写真：株式会社ファーストデザイン提供

意匠登録第1671152号
「書店の内装」



写真：カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供

意匠登録第1672383号
「車両情報表示用画像」



写真：株式会社小糸製作所提供

- ・音や色彩等の新しいタイプの商標登録を可能とし、多様なブランド戦略を支援。

●ユーザの利便性向上

- ・事業で活用される知財の包括的な取得を支援する事業戦略対応まとめ審査
- ・ユーザとのコミュニケーション（年間3,700件超の面接）

●システム

- ・特許審査に関する情報をユーザに提供する仕組み（グローバルドシエ）を主導

II. 国際制度調和、中小企業等支援

●海外での権利化支援

- ・特許審査ハイウェイ(PPH)を2006年に日米で開始。2019年12月よりインド、2020年1月よりフランスと開始、現在45の国・地域と連携。
- ・日本の特許が権利化できる制度（PPHプラス（ブルネイ）、CPG（カンボジア・ラオス））を締結。
- ・五大特許庁やWIPOの枠組みで制度・運用調和の議論をリード

●人材育成協力

- ・途上国等に、審査実務や模倣品対策等の研修プログラムを提供。
- ・JICAを通じてミャンマーに専門家を派遣。知財庁設立（2020年10月）に貢献。

●中小・ベンチャー企業、大学等支援

- ・アイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する一元的な窓口（知財総合支援窓口）を47都道府県に設置
- ・事業と知財の両面でスタートアップの成長を加速させるプログラム（IPAS）を提供開始（2018年）
- ・知財専門家を大学等に派遣し、知財戦略策定等を支援
- ・大企業とスタートアップとの契約を支援する「オープンイノベーションモデル契約書」を公表（2020年）

III. 新型コロナウイルス感染症への対応

●柔軟な対応の実施

各種手続を所定期限内に行うことが困難となった者に対し、法令が許す最大限の範囲で手続期限なども柔軟に対応。（運用により、一定の期間、指定期間が過ぎた手続を有効な手続と認める等）

ウィズコロナ／ポストコロナにおける産業財産権行政の在り方 (基本問題小委員会 提言とりまとめ(概要)) (1)

I. これからの審査制度・業務を支えるシステムの在り方

【ユーザニーズを踏まえ、AI等も活用し、効率化・合理化を進める】

●特許審査制度

- ・ ユーザへの提供価値（審査の質、利便性等）の見直し
- ・ 先行技術調査の強化（毎年350万件超増加する海外特許技術文献を着実に調査できるようAIを活用）、効率化（類似度順スクリーニング等を活用したメリハリのあるサーチ等）
- ・ 高審査負荷の請求項記載形式（マルチマルチクレーム）制限に向けた検討
- ・ 調査対象文献の急増（中国文献爆発）等への対応のため、審査プロセスを改めて見直し、徹底した効率化を推進。

●意匠審査制度

- ・ 意匠制度の周知強化
- ・ ユーザニーズを踏まえた意匠制度の一層の魅力向上に向けた検討（意匠版PPH導入、分割出願要件緩和等）
- ・ 審査の更なる迅速化

●商標審査制度

- ・ 審査負担の少ない出願や拒絶理由の対象とならない出願の促進（新しい商品・役務名に関する情報提供の強化等）
- ・ 出願増を見据えた審査体制の強化（民間調査者・任期付審査官活用）
- ・ 国際出願促進に向けた環境整備

●システム

【審査制度基盤】

- ・ AI等の先端技術を最大限活用し、業務効率化及び品質向上を図る。

【情報システム】

- ・ 費用削減を最大限図りつつも、不可欠なシステム刷新の完遂、手続オンライン化の一層の推進等のため、必要な投資は、引き続き実施。

II. イノベーション創出に向けた政策の在り方

【メリハリをつけ、効果の高い施策に選択と集中を行う】

●国際制度調和

- ・ より広範囲の途上国に対する支援の拡充
- ・ 審査協力の円滑な推進

●中小・ベンチャー企業、大学支援施策の充実・強化

- ・ 知財総合支援窓口の強化
- ・ 事業戦略と一体化した知財戦略実現に向けたハンズオン支援
- ・ ベンチャー企業の知財意識の向上、知財専門家人材の拡充

●オープンイノベーション促進

- ・ モデル契約書の類型拡充
- ・ ライセンスオブライト制度を参考とした制度導入の検討

III. 新型コロナウイルス感染症への対応

【DX化を進め、制度ユーザの利便性向上を図る】

●デジタル化・オンライン化

- ・ 特許庁に対する全ての申請手続（現在は書面でしか手続ができない約500種の手続）をデジタル化
- ・ 書面申請に伴う押印についても可能な限り廃止

●口頭審理のオンライン化

- ・ 特許の無効審判等は、従来、審判廷に出頭して対面で口頭審理。これを、ウェブ会議システムでも可能とする。

●非常時対応の見直し

- ・ 災害時のガイドライン等の整備を進める。災害等を原因とする納付期間徒過の割増手数料の救済制度を設ける。

ウィズコロナ／ポストコロナにおける産業財産権行政の在り方 (基本問題小委員会 提言とりまとめ(概要)) (2)

IV. 特許庁サービスの維持・向上及び料金体系の在り方

● 手続・支払等における手数料等の見直し

(1) 登録情報処理機関による電子化業務

- 電子化業務のあり方について効率化の観点から検討を行う。その上で、オンライン申請利用者との負担の公平性の観点から、電子化手数料の水準を見直すとともに、電子化手数料の対象とすべき手続の範囲についても検討。

(2) 特許印紙による予納制度

- 特に大口の制度利用者に対して口座振替等による支払を促す。
- 特許印紙予納の廃止と代替手段（口座振込による予納等）を検討。
- 更なる支払手段多様化を検討。

● 減免制度の適正化

- 中小企業・個人の軽減措置について、年間の適用件数に上限を設ける。
- 住民税非課税（相当）を理由とする免除は廃止し、軽減とする。
- 特許登録までの間に他者に権利を移転された場合に、減免を取り消す等の措置を行う。

● 歳出・歳入構造改革

【特許特会赤字の要因】

- 2005年度以降、一時的な審査請求・登録件数の増加、大規模システム刷新の頓挫等により剰余金が増大。
- 3度の値下げ(2008,2011,2016)により歳入を定常経費程度に抑制してきた。また、審査負担の増加(海外の特許文献の急増に起因)による定常経費の増加、大規模システム刷新・庁舎改修等の投資経費により歳出が増加。6年連続赤字。

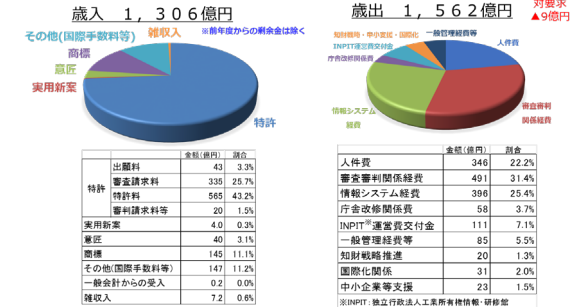
【歳出削減等の取組】

- 調査外注費の削減、システム運用の見直し（2021年度歳出予算は対前年度比約5.3%（87億円）削減）。
- システム開発に要する投資経費も機能削減や開発内製化等により削減。
- 定常経費が2022年度以降早期に現行料金体系下での歳入を下回るよう、歳出削減の取組を継続・強化。更に、印紙予納の廃止や減免制度の適正化による費用圧縮を図る。

【料金見直しの検討】

- 法定上限を含めて必要最低限の料金体系の見直し(値上げ)が必要。
- 2030年代半ばまでに必要と見込まれる投資経費は、2000億円程度。
- 2022年度から料金を見直す場合、年間150億円程度の増収が必要。
- 情報公開の充実、第三者による定期的な検証に取り組み、機動的な対応を行う。

【令和3年度予算案】



【決算・予算ベースでの剰余金推移】

